意見書

平成 21 年 9 月 7 日

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふかだ こうじ 代表取締役社長 深田 浩仁

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

■はじめに

今回は「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関して、 意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

■総論

今回の接続ルールの見直しは、2001年7月の電気通信審議会答申『IT時代の接続ルールの在り方について』以来となる、日本の通信市場における接続ルールの全般的な見直しとなります。その中でも特に、その契約件数が1億を超え、固定電話市場と比較しても巨大な市場へと成長し、また国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなったモバイルサービスに関して、第二種指定制度設立以来の各接続ルールの適正化策が多数提言されたことは、今後の公正競争の確保及び利用者利便性の向上に大きく寄与するものと評価します。

更に今回の検討では、固定・携帯事業者のみならず、MVNOやコンテンツプロバイダを含めた多数の関係事業者に対しても、公開ヒアリング等におけるルール提案の場が設けられたことによって、現在の携帯事業者との接続で生じている様々な問題が、日本の通信市場全体の抱える問題として浮き彫りとなり広く検討が進められたことは、非常に有意義な取り組みであったと考えております。このような接続ルールのレビューについては、今後の研究会開催等でも継続して頂きたいと考えております。

また、当社としましては、今回の接続ルールの見直しにおいては、以下に述べる観点が特に重要と考えており、これらの観点をふまえ各項目について意見を述べさせて頂きます。

①モバイルの接続料問題とドミナント規制の抜本的な見直しについて

モバイルについては、前述の通り、巨大な市場へと成長し、国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなっています。しかしながら第二種指定制度に関しては2001年の制度設立以来、見直し検討の対象になったことはなく、例えばモバイル接続料算定では、算定内容の適正性・透明性を欠き、高止まりの状態が長く続いた一方、自社内通話という限定的な範囲での定額制料金導入の営業戦略が採られるようになり、公正競争上の問題点が指摘されてきたところです。このような中で、今回、制度設立以来はじめて第二種指定制度の検証・見直しの検討が行われ、主に接続料算定方法やアンバンドル制度等に関する「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」の作成が提言されています。本ガイドラインの作成は、現在の市場環境に応じて、第二種指定制度の実効性及び有効性を高める非常に重要な取り組みと考えます。接続料の算定方法等の明確化は、高止まりが続く接続料の引き下げを図ることによって、利用者料金競争の活性化をはじめ利用者利便の向上につなげることであると考えられ、ガイドラインの一刻も早い実施が望まれていると考えます。また、本ガイドラインに今回規定される各内容については、次回の接続ルール見直し時期(2012年度)に拘ることなく、運用状況を定期的に検証し、問題点があれば随時改善を行うといったPDCAサイクルを確立することが、本ガイドラインの有

効性を今後も担保していく上で重要なことと考えます。

他方、第二種指定制度自体の見直しの検討については、今回は先送りとなっています。しかしながら、前述のガイドラインの作成は、まさに現行の第二種指定制度だけでは賄い切れない部分を補うために作成されたものと考えます。その他にも、日本通信殿・NTTドコモ殿間の接続協議不調が原因となった裁定申請、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」及び「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」等の措置が今までも行われたことを踏まえれば、現在の第二種指定制度自体が有効に機能しているかは疑問であると考えます。したがって第二種指定制度自体の見直しの検討は今後も行われていく必要があり、その際には、その規制根拠である第二種指定事業者の市場支配力に着目した制度の在り方が検討される必要があると考えます。今後のブロードバンドサービスの更なる高速化等に伴う固定市場との融合やコンテンツ配信市場等の周辺市場への影響力の拡大、そして現在のモバイル市場においてすでに50%以上ものシェアを有する巨大なドミナント事業者の存在を考えれば、その市場支配力に応じた制度構築が検討されることは必然と考えます。

②固定ブロードバンドの現状の課題と将来展望について

固定ブロードバンド市場に関しては、以下の喫緊の課題があると考えます。

- ・FTTH市場におけるNTT独占化と純増数の漸減
- ・ドライカッパ料金を始めとするPSTNに係る接続料の上昇基調

FTTH市場においては、新たな事業者による参入が見込まれないまま、NTT東西殿シェアが、2009年3月末時点で74.1%まで上昇しNTT東西殿による独占化傾向が更に強まっている状況です。また、NTT東西殿の独占化傾向と相俟って、FTTH純増数は鈍化しており、更に日本における固定ブロードバンド全体の市場については3,000万を越えたものの天井を打つ様相となっています。一方、ドライカッパ接続料は上昇基調にあるなど、PSTNに係る接続料についても、今後の動向を予見することが極めて困難な環境にあります。

当社は、これまでの関連する意見書等において、NTT殿による「PSTNからIPネットワークへの移行に係る概括的展望」の早期公表の重要性を繰り返し申し述べていましたが、固定ブロードバンドにおける課題は喫緊のものであり概括的展望の公表を検討ターゲットとすることで時機を逸することを強く懸念します。

したがいまして、NTT殿による「PSTNからIPネットワークへの移行に係る概括的展望」の公表を待つまでもなく、固定ブロードバンドの将来的な展望として、利用者がより低廉な料金で多様な事業者のサービスから選択可能となる環境を目指し、あらためてサービス競争を軸足に据えた競争施策の早期整備が行われるべきと考えます。

また、あわせて、PSTNとIPネットワークが並存する期間においては、利用者料金への影響を勘案し、PSTNに係る接続料の算定方法について、セーフティネットとしての接続料設定の考え方も検討する必要があると考えます。

以下、各項目における弊社意見を申し上げます。

【各論】

検討項目			具体的内容		
第2章 モバイル	1. 第二種指定	(1)規制根	1) 規制根拠について		
市場の公正競争環	電気通信設備	拠•規制内容	③考え方		
境の整備	制度の検証		【答申案】(P13)		
			(略)		
			しかし、電波の割当を受けた事業者のネットワークについて、一種指定制度と同様のボトルネック性を認め、これを		
			<u>規制根拠としてすべての携帯事業者を二種指定制度の対象とすることは、以下の点から適当でない</u> と考えられる。		
			ア モバイル市場には、固定網と異なり、加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を		
			行う携帯事業者が複数存在していることから、利用者・接続事業者双方にとって、ネットワークの代替性が存在し		
			ていること		
			イ 固定通信市場でも、ボトルネック性の存在は、すべての事業者の加入者回線ではなく、シェア50%を超える事		
			業者の加入者回線にのみ認められており、モバイル市場において、端末シェアと無関係に、すべての携帯事業者の		
			ネットワークにボトルネック性が認められるかについては慎重な判断が必要であること		
			ウ また、モバイル市場では、2007年に新規事業者も参入し、設備競争やサービス競争が活発に行われる中で、		
			サービスの多様化や利用者料金の低廉化等が一定程度進展している状況にあり、すべての携帯事業者のネットワー		
			クにボトルネック性が認められるほど、公正競争環境が阻害されているとは言えないこと		
			また、二種指定制度の規制をすべての携帯事業者に適用する観点から、EUの「着信ボトルネック」規制の考え方を		
			提案している事業者も存在する。これは、携帯事業者は、自らのネットワークの利用者に対する着信を独占(シェア		
			100%) しており、対抗する購買力が存在しないことから、自らのネットワークへの着信呼市場において市場支配		
			力を有することを規制の根拠とする考え方である。		
			しかし、「着信ボトルネック」規制の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場(着信呼		
			市場)を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や		

市場支配力の認定方法等が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要となることから、「着信ボトルネック規制」については、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要と考えられる。

以上のように、現時点で二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないと考えられる。

(略)

なお、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、携帯電話市場では、電波の有限希少性から、各地域で3~4社による寡占的な競争が行われており、25%を超えれば相対的に大きなシェアを有する事業者と考えられること等から採用されたものであり、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的な理由は認められない。

2) 規制内容について【答申案】(P14)①現状

(略)

これに対し、<u>二種指定制度では、接続約款(接続料・接続条件)の届出制を採用しているが、接続会計の整理・公表義務や網機能提供計画の届出制は採用されておらず、接続料についても、上述のi)~iii)の仕組みがいずれも整備されていない状況にあるなど、一種指定制度との間で規制内容に差異が存在しているところである。</u>

③考え方

(略)

両指定設備制度間の規制根拠や規制内容の差異については、固定通信市場とモバイル市場の融合が進展する中で、今後、現行の指定電気通信設備制度の包括的な見直しが想定されることも視野に入れて検討する視点は重要であるが、現行制度上は、一種指定制度と二種指定制度では、規制根拠が異なることから、それが規制内容の差として現れることは当然の帰結と考えられる。

これを前提とすれば、二種指定制度において接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制が採用されていないこと は、現時点では許容されるべき規制内容の差異と考えられる。すなわち、二種指定事業者は、一種指定事業者のよう な設備のボトルネック性が存在しない中で、二種指定事業者以外の事業者との間で設備競争・サービス競争を行って いる状況にあり、<u>二種指定事業者による迅速・機動的な事業展開や柔軟なネットワーク構築への影響にかんがみれば、</u> 接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制を採用することまでは、現時点で必要不可欠とは言えないからである。

(略)

【弊社意見】

答申案にて示されている、現在のモバイル市場の環境の変化に応じた第二種指定制度に関するアンバンドルや接続料算定ルール等を規定する「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」の作成が必要とされていることについて、賛成します。第二種指定制度の抜本的な見直しのためには、法改正が必要であり相応の期間を要すことから、ガイドラインを作成することによって、第二種指定制度運用の実効性をより機動的に改善させることは適切な取り組みであり、速やかなガイドラインの策定と適用が期待されます。

しかしながら、別途、第二種指定制度自体に対する抜本的な見直しも必要と考えます。答申案では、第一種指定制度と規制根拠が異なるという理由から、第一種指定制度と同等の規制内容の導入検討は、先送りとなっていますが、今やモバイル市場は1億件以上の契約数を有し、固定市場に替わって日本の通信市場の中心的存在に定着し、またブロードバンド化の進展によって通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場といった周辺市場への影響力も拡大している状況となります。

このような状況のモバイル市場にて、50%以上のシェアを有し強大な市場支配力をもつ第二種 指定事業者がすでに存在していることを踏まえれば、市場支配力により着目することによって制 度体系の見直しを検討していくことが必要と考えます。例えば、二種指定事業者に指定する端末 シェアの閾値は現在 25%となっていますが、すでに 50%以上のシェアを有している事業者が存 在していることから、シェア水準に応じて段階的に厳格な規制を適用するといった方法等が考え られ、また、規制内容としては、接続約款認可制の導入、会計分離、及びネットワークの開放義 務等の公正競争の確保を目的とするものだけでなく、利用者利便の確保も含めて、幅広く検討す ることが必要と考えます。

(2)アンバ 3) 考え方

ンドルや標 準的接続簡

3) 与之力 【答申案】(P18)

①アンバンドル制度の要否

所の考え方

(略)

この点、従来のような事業者間協議・事後的な紛争処理にすべてを委ねることは、迅速な事業展開等を考えると現実的でないとの意見や、優越的な地位にある事業者との間では、一定の規制がないと、事業者間協議も有効に機能しないとの意見が示されていること等を踏まえると、二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要と考えられる。

②アンバンドル制度の仕組み

(略)

具体的には、総務省においては、事業者間協議における留意点の整理を行うとともに、他事業者の要望がありアンバンドルが必要と考えられる機能についても、事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、<u>まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間は協議の状況を注視し、その後、協議での合意形成が困難な場合に初めてアンバンドル機能に位置付けるか否か最終的な判断を行うといった段階的対応を行うことが適当</u>である。

この際、アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準(過度の経済的負担を与えることのないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドル)に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定する考え方を採用することが適当である。

【弊社意見】

アンバンドルの仕組みを第二種指定制度にも設けることについて賛成します。

また、第一種指定制度においては、情報通信審議会での議論や接続事業者の意見も踏まえ、積 極的にアンバンドルが行われ、ADSL等のような利用者利便性が非常に高い新規サービスが実 現されてきた経緯があります。

第二種指定制度においてもこのような実績を踏まえ、事業者間協議のみに委ねるのではなく、注 視すべき機能の定期的な棚卸の場を設け、要望が多いものは随時アンバンドルの対象としていく といった、より実効的なスキームの構築も必要と考えます。

(3) 接続料 3) 考え方

算定の考え

【答申案】(P21)

方

二種指定制度においては、二種指定設備の利用の適正性を確保する観点から、「適正な」原価・利潤に限定して接 *続料原価への算入を認めることにしているが、これまで「適正な」原価・利潤について、その範囲・内容や算定方法* が明確に定められていなかったため、二種指定事業者間で異なる取扱いが行われるなど、接続料算定の適正性・透明 性が損なわれている面が生じているのは事実である。

(略)

以上を踏まえ、下記で整理する接続料算定の考え方については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイ ドライン」において規定することが適当である。

【弊社意見】

接続料算定の考え方について、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以 下、ガイドライン)」に規定することを適当とする答申案に賛成します。

不透明かつ不適正な接続料は、市場の活性化役として期待される弊社のような新規事業者が積 極的な料金施策を取ることを妨げる障壁にもなっており、また固定電話から携帯電話への着信料 金の高止まりの要因にもなっています。現に、弊社はデータ通信サービス開始以降、モバイルブ ロードバンドという新たな分野を定着させ、定額制料金の導入など積極的な営業展開を図ってい るところですが、音声通信では接続料問題のため既存携帯事業者との競争は厳しいのが現状で

す。

ガイドラインを作成し接続料の算定ルールを明確に規定する最大の意義は、低廉化が進まない接続料について、本来的に接続事業者が負担すべきでないコストの排除や恣意的な料金設定を抑止することによって接続料金を引き下げ、利用者料金の低廉化を遅滞無く推進させることにあり、ガイドラインはその意義を具現化する内容で作成されるべきです。

また、今後については、第二種指定制度の見直しの検討が行われるべきと考えます。具体的には、現在の接続約款届出制について、特に接続料金は認可制へと移行される必要があります。届出制である以上、実際の算定内容やその根拠はオープンにはされないため、また原則的にその内容について疑義があった場合でも接続事業者の要望もしくは指摘から見直しを確実に行わせることは出来ず、現状と何ら変わりはありません。そのため現在の届出制のままでは、算定における適正性を客観的に確認できる取組とは言い切れないため、届出制から認可制へ移行し、算定内容等のオープン化、パブリックコメントの招集及び接続約款変更時の説明会開催等の実施を通じて、適正性の確認手法や透明性の確保だけでなく、更なる料金の引き下げへとつなげていくことが必要と考えます。

(3)接続料

①接続料の原価の算定プロセス

算定の考え

【答申案】(P22)

方

二種指定事業者は、大別すると、次の3つのステップで接続料原価の算定を行っていると整理可能である(括弧内は、 データ通信コストに係る記述)。

(略)

二種指定事業者の接続料算定において、その対象は、<u>音声通話機能とデータ通信機能に二分できることから、当該機能の原価を抽出する最初のステップとして、移動体事業の総コストを音声通話とデータ通信のコストに分計するアプローチは自然な流れ</u>と考えられる。これは、二種指定事業者の中継網が、例えば、加入者交換機と加入者パケット交換機に分かれるように、音声サービスとデータ通信サービスでは、基本的に別々の設備により構築されている点にかんがみれば、それぞれの設備コストをそれぞれ関係するコストに直課可能となる点からも妥当と考えられる。

(略)

更に、データ通信機能について、帯域幅課金のプライシングを前提とすれば、帯域幅課金対象機能に係るものか否かでコストを分計することは適当と考えられるため、二種指定事業者の接続料原価算定プロセスについて、上記3ステップをベースに整理することで基本的に問題ないと考えられる。

【弊社意見】

答申案に記載された3ステップでの接続料の算定プロセスについては、各々のプロセスにおいて適切な算定が確保されるのであれば適当と考えますが、具体的な内容については以下に意見を申し述べます。

音声通話とデータ通信のコスト分計について、移動体事業の総コストを音声通話とデータ通信のコストにそれぞれ分計するアプローチについては、音声・データ通信両方で用いる設備の配賦基準が重要と考えます。まずは、現状、音声・データ通信それぞれどのような設備を利用して、共有する設備の費用配賦がどのように実施されているか、第二種指定事業者から開示させることが必要であり、それらの検証を踏まえて、適切なコスト分計の検討を進めるべきと考えます。

(3)接続料 算定の考え

(3)接続料 ①接続料の原価の算定プロセス

【答申案】(P22)

方

(略)

また、音声通話機能については、固定電話接続料においても、NTSコストは控除してTSコスト (Traffic Sensitive cost: 通信量に依存するコスト) のみを接続料原価に算入する考え方を採用していることから、これとの平仄にかんがみても、携帯電話の音声通話接続料において、トラフィックに連動するコストのみを接続料原価に算入する考え方を採用することは、合理性を有すると考えられる。

(略)

【弊社意見】

トラヒックに連動するコストのみを接続料原価に算入する考え方を採用することについて賛成します。特に、基地局については、トラヒックに連動する設備・機能とそうでない設備・機能を兼ねていると考えられるため、接続料への算定においては明確に分計することが必要です。なお、分計することによって、割当周波数帯の差異による基地局数がもたらすコスト格差を縮小させるメリットもあると考えます。

(3)接続料 算定の考え

(3)接続料 ②適正原価の範囲

【答申案】(P23)

方

現在、二種指定事業者は、「設備コスト」「営業コスト」「共通コスト」の3概念を用いて費用を大別・整理しており、これは、電気通信事業会計の勘定科目で言うと、「設備コスト」には、施設保全費・減価償却費・固定資産除却費・通信設備使用料・試験研究費・租税公課が、「営業コスト」には営業費が、「共通コスト」には共通費・管理費が該当する関係となっている。

一種指定制度では、接続料原価は、「設備に係る費用」をベースに算定する考え方を採用しているが、固定通信と移動 通信の間でネットワーク構造は異なるものの、接続料は、設備の利用料と捉えれば、二種指定制度でも、接続料原価 に算入するコストは、「設備に係る費用」をベースとする考え方を採用することが適当である。

【弊社意見】

「二種指定制度でも、接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」をベースとする考え方を採用することが適当」とする答申案に賛成します。

事業者間の公平性の観点から、接続料コストの基本的な考え方は、第一種・二種の間において 同一のものを採用することが公正競争上適切と考えます。

(3)接続料

②適正原価の範囲

算定の考え

【答申案】(P24)

方

(略)

加えて、接続事業者からは、営業費を接続料原価と認識し算定に含めること自体が誤りとの意見が示されており、また一種指定事業者からは、二種指定事業者の接続料原価のみに販売奨励金が算入されている状況について、事業者間の公平性の観点から、固定系と移動系の事業者の接続料原価に算入するコスト範囲は、双方とも接続に関連する費用のみとすることが適当等の意見が示されている状況にある。

このような状況を踏まえ、また接続料を「設備に係る費用」と捉えた場合、一種指定制度においても、営業費は、「設備に係る費用」に原則該当しないと取り扱われてきたことにかんがみると、二種指定事業者の接続料原価に通信販売 奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは適当でないと考えられる。

(略)

【弊社意見】

「二種指定事業者の接続料原価に通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を算入することは 適当でない」とする答申案に賛成します。営業費は第一種・二種の間において性質の違いは無く 接続事業者が負担すべきコストではないことから、その接続料原価への算入の考え方においても 同一の扱いとすることが公正競争上適切と考えます。

(3)接続料 算定の考え

②適正原価の範囲

【答申案】(P24)

方

(略)

なお、一種指定制度においても、営業費はすべて接続料原価から控除されているわけでなく、設備への帰属が明確な 営業費に限定して接続料原価への算入が認められてきたところであるため、二種指定制度においても、同様の取扱い を認めることが適当である。

しかし、一種指定制度において、接続料原価への算入を認められている営業費は、請求書の編集・作成・発行等に係

る費用 4 や電話教室開催など電気通信の普及活動に係る費用等であり、固定電話接続料原価に占める営業費の割合も 0.05%(2007年度接続料)に過ぎない。この点を踏まえれば、二種指定制度においても、接続料原価に算入可 能な営業費はあくまでも限定的に認められるものであり、この判断が恣意的に行われると、今回の接続料算定の適正 化・透明化の意義が没却されることになるため、接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断し た上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要である。

(略)

【弊社意見】

「接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体 的かつ明確な形で整理することが必要」とする答申案に賛成します。営業費は第一種・二種の間 において性質の違いは無く接続事業者が負担すべきコストではないことから、営業費のコスト算 入は厳格に判断し限定的な取り扱いとすることが公正競争上適切と考えます。

本来、接続料コストに含まれるべきでない営業費が数十%も入っていた事実を踏まえれば、そ の詳細について検証する必要があると考えます。

算定の考え

方

(3)接続料 | ②適正原価の範囲

【答申案】(P25)

(略)

上記で整理した考え方については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定することと なるが、その具体的内容の検討には一定期間を要するため、当該ガイドラインは、2009年度内に策定・公表する こととされていること、また、次期接続料(2009年度接続料)では、従来算入されていた端末販売奨励金が全額 控除されて接続料の引下げが一定程度期待できることから、当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料 (2010年度接続料)から行うことが適当である。

【弊社意見】

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」に基づ

く接続料算定の適用開始時期については、2009年度接続料からとすることが適切と考えます。第 二種指定制度の創設以降、携帯電話の接続料についてはレビューされなかった事実を考えれば、 接続料の適正化による引き下げは時機を逸することなく速やかに実現されるべきであり、実現が 遅れれば利用者利便もそれだけ損なわれる可能性があることを十分に認識する必要があります。

ただし、ガイドラインの算定ルールの 2009 年度接続料からの全適用がやむを得ない理由にて 不可能であっても、答申案で含めるべきないとされている営業費(通信販売奨励金に加えて広告 宣伝費やネットワーク外部性に係るコスト等)については、2009年度接続料算定においても可能 な限り控除することが必要と考えます。

更に、ガイドラインによる算定ルールの作成だけでは効率化の検証が行われないため、非効率 な事業者の接続料の引き下げが進まず、効率的な事業者との間の公正な競争環境が確保できない おそれがあり、その場合事業者全体の効率化インセンティブが著しく損なわれる蓋然性も高くな るため、2010年度以降においても、継続的に効率性の検証の取組みを行うべきと考えますので、 答申案にもその趣旨を明記して頂くことを要望します。

また、算定ルールだけでは、接続料の引き下げが見込めない場合には、EUのように段階的に 目標値を定めることで接続料の引き下げを強く推進させる手法も予め準備しておく必要がある と考えます。

(3)接続料

方

④需要の算定

算定の考え「ア、音声通話機能

【答申案】(P26)

(略)

この点、他網に抜けていく相互接続呼とは異なり、自網内呼は、自網内を折り返すものであり、例えば、基地局の利 用は、相互接続呼は1回であるのに対し、自網内呼は2回であることを考慮すると、年間の総通信時間の算定におい

て、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定することが適当である。なお、当該算定は、自網内呼に利用される設備 に係るコストを除す場合に限定して行うことが適当である。

【弊社意見】

自網内呼の通話時間を2倍として算定することについて賛成します。自網内呼と相互接続呼に おけるネットワークの利用方法をみれば適正な算定方法と考えます。

(4)接続料 算定と規制 会計の関係

(4)接続料 3) 考え方

【答申案】(P28)

接続料算定ルールの整備と当該ルールに則った算定結果の検証は、セットで行われることが必要である。この際、接続料算定の透明性向上と過度の規制コスト増大の抑制の両面に配慮して制度を検討することが必要である。

この点、二種指定事業者であるNTTドコモ・KDDIともに、現在、前者は禁止行為等規定適用事業者として、後者は基礎的電気通信役務提供事業者として、電気通信事業会計の整理が義務付けられている。これらは、いずれも接続料算定とのリンクを考慮したものではないが、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられる。このため、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当である。

(略)

また、規制会計を整理する場合も、すべての算定プロセスを会計上整理するのは、規制コストとの関係で現実的ではないので、一種指定制度における接続会計と網使用料算定根拠のような役割分担をすることが適当である。このため、二種指定制度でも、規制会計の整理に加えて、接続料の届出の際に、届け出た接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることが適当である。

二種指定事業者に対する新たな会計制度については、所要の制度整備を行った上で、2010年度会計から作成・公表することが必要であり、接続料の算定根拠については、具体的な様式を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料(2009年度接続料)の届出の際から添付することが

適当である。

【弊社意見】

接続料算定の透明性向上の観点から、第二種指定制度でも規制会計制度及び網使用料算定根拠を整えることについて、賛成します。なお、網使用料算定根拠についても、接続料の透明性を確保する上で公表が必要な資料となりますので、2009年度の届出の際から作成・公表する必要があると考えます。したがって、以下のとおり末段の記載について、修正いただきたく考えます。(修正箇所:下線)

「二種指定事業者に対する新たな会計制度については、所要の制度整備を行った上で、2010年度会計から作成・ 公表することが必要であり、接続料の算定根拠については、具体的な様式を「第二種指定電気通信設備制度の運用 に関するガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料(2009年度接続料)の届出の際から作成およ び公表することが適当である。」

(5)その他 【答申案】(P29)

(略)

この点、二種指定事業者か否かにかかわらず、電波の割当を受けていないMVNO等との関係では、電波の割当を受けた事業者のネットワークは、一定の不可欠性を帯びる面はあるが、1 (1) 1) で述べたように、現時点では、二種指定制度の規制根拠の見直しまでは必要ないと考えられること、また二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当である。

具体的には、二種指定事業者については、今回、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定され、これに基づき、接続料の算定及び算定結果の届出・公表等を行うこととなることを踏まえ、<u>二種指定事業者</u>

<u>以外の事業者についても、二種指定事業者による取組と同様の取組を行うことが適当</u>であり、検証可能性に留意した 上で積極的な対応が求められるところである。

(略)

【弊社意見】

上位3社で携帯電話市場のシェア約99%を有している現状を踏まえれば、第二種指定事業者以外の事業者も含めて、全社共通の算定ルールにて運用されることは、算定ルール作成の意義に合致しており、公正競争確保の観点から非常に重要なことであり、賛成します。

しかしながら、EUにおける携帯電話接続料の見直しに関する勧告では、事業基盤が脆弱な新規参入事業者に対する算定ルールの適用は最大4年間の経過措置を認めている事例もあるように、作成された算定ルールに従って接続料を算定したとしても、既存事業者に対する程の効果(算定方法の適正化による接続料金の引き下げ)と同等の効果が期待できない新規参入事業者に対しては一定の配慮が必要と考えます。

具体的には、そのような新規参入事業者に対する算定ルールの適用については、その接続料金の設定が著しく高額とならない限りにおいては、新規参入事業者によるフレキシブルな対応が許容されるべきであり、公正かつ公平な競争の観点からも適切と考えます。

(5)その他 【弊社意見】

今回の算定ルールの作成の際には、事後精算を発生させない方法を採用すべきと考えます。

接続料の事後精算制度については、総務省の「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(2007年3月30日情報通信審議会)」において「現行の事後精算制度は、適用年度の実績をより実態に近い形で接続料に反映させるという点では望ましいものの、事後に支

払額が決定する仕組みであるため、予見性の確保という観点からは問題があり、また複数回に及 ぶ精算は実務上煩瑣な面がある。このため、接続料の適正性が確保されることを前提として、事 後精算制度を廃止し、接続料が事前に確定する方式に変更することが適当である。」との問題点 と見解が示されており、それに加えて、例え接続料が安価になった場合でも、それが利用者料金 に反映されるのは事後に料金が確定される時期以降になってしまう等利用者利便性の観点から も問題があると考えます。

上述の答申を受けて、NTT東西殿の接続料ではすでに、実際費用方式であっても、事後精算 が廃止されており、第二種指定事業者を含めた他事業者の接続料においては、未だに事後精算が 残存している状況にあります。現在の固定・携帯間の通信トラヒック及び接続料単価をみれば、 各社の事業者間精算額は、対固定事業者よりも対携帯事業者との方がはるかに大きいと考えら れ、NTT東西殿のみが事後精算制度を廃止したとしてもその効果は薄いと考えます。

これらの状況を踏まえて、今回の算定ルールの作成にあたり事後精算制度を廃止することを契 機にして、通信業界全体のコンセンサスとすべきと考えます。

2. モバイル ネットワーク の設備共用 インフラの利 | ルール 活用

(1)鉄塔等

3) 考え方

【答申案】(P32)

(略)

具体的な促進方策の検討に際しては、固定通信市場における取組が参考になる。当該市場においては、電柱・管路 等の線路敷設基盤の有効活用を図る観点から、2001年に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」 が策定され、電柱・管路等の貸与の申込手続や拒否事由等が定められているところである。モバイル市場においても、 鉄塔等のネットワーク構築を行う上で基盤となる設備の有効活用を図ることは、利用者利便の向上に資すると考えら れることから、総務省においては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定し、鉄塔等の共用 に関する申込手続や拒否事由等を定めることが適当である。

(略)

しかし、当該総務大臣認可を受けて行う協議は、公用使用たる使用権を設定するための公法上の手続であり、一般的な事業者間協議とは性格を異にし、利用実績も、制度創設後1件しかない状況にある。この点、一般的な事業者間協議であっても、電気通信設備の共用であれば、総務大臣裁定や紛争処理委員会の紛争処理機能の対象となる(事業法第38条等)ため、鉄塔等の共用を促進する上での紛争処理機能の重要性にかんがみ、総務省においては、<u>鉄塔等の共</u>用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当である。

【弊社意見】

「"公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン"を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めること」及び「鉄塔等の共用に係る一般的な事業者間協議が不調の場合等にも、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じること」とする答申案に賛成します。本対応により、ネットワーク構築の効率化及びコスト削減が進み、最終的には利用者利便性の向上につながっていくものと考えます。

(2)ローミ

3) 考え方

ングの制度 |

化

①両当事者が合意している場合

【答申案】(P35)

(略)

したがって、自らネットワーク構築して事業展開を図ることが原則ではあるが、競争促進や利用者利便向上等(サービス競争)を実現するような利用形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべきものと考えられる。具体的には、上記 $b\sim d$ に照らして考えると、以下のような形態が想定されるところである。

ア 自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他MNO網を利用する形態(例:携帯事業者によるW i MA X 事業者網の利用)

イ 新規参入MNOが、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他MNO

	İ		
			網を利用する形態
			ウ トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当を受けたり、
			自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態
			(理各)
			【弊社意見】
			ローミングの制度化に関しては、前述の第二種指定制度の抜本的な見直しの中でも検討が必要と考
			えます。
			MNOのサービスエリア展開については、MNO自らが構築を図ることが原則と考えられるものの、市場支配力を有したドミナント事業者のネットワーク開放義務の在り方については、市場支配力を抑制する観点から、さらに検討を深めることが必要です。特に、サービスエリアは利用者がサービスを選択する上での重要な項目であるため、ドミナント事業者が、その過度に強い市場支配力をもって、競争事業者が容易には追随できない状態を創出することになれば、ドミナント事業者の市場支配力はより一層強まることになり、市場における公正競争を阻害すると考えます。
第3章 固定ブロ	1. FTTx	(1)FTT	1) 法的位置付け
ードバンド市場の	サービス	Hサービス	 ①戸建て向け屋内配線
公正競争環境の整		の屋内配線	ウ 考え方
備			【答申案】(P41)
			屋内配線は、利用者の電気通信設備に最も近接する事業者設備として、アクセス回線の一部を構成する設備であり、
			サービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備
			である。このため、屋内配線に係る公正競争環境を整備することは、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の
			観点から重要な意味を有することとなる。
			NTT東西のFTTHサービスについて、その戸建て向け屋内配線は、NTT東西が自ら設置するため、NTT東
			西のFTTHシェア(約74%)と戸建て向け屋内配線のシェアは、基本的に同水準になると考えられる。このよう

なボリュームを有するNTT東西の屋内配線について、後述する接続事業者による転用を想定すると、その適切かつ 公平な利用条件を確保し、利用者がサービス提供事業者を柔軟に変更可能な環境を整備することが、FTTH市場の 事業者間競争を促進する上で重要となる。

また、そもそも外壁の内外で位置付けを違える取扱いに合理性を見出すことは困難であるが、この取扱いの下では、 引込線と屋内配線の帰属する部門が異なることとなるため、両部門を抱えるNTT東西は、引込線と屋内配線で工事 が1回で済むのに対し、接続事業者は、引込線と屋内配線で工事が2回必要になるおそれがある。利用者獲得の際に、 工事が1回で可能か否かは重要な要素となるため、NTT東西と接続事業者が同等の条件で競争可能な環境を整備す る観点からも、外壁の内外で位置付けを違える現行の取扱いは適正化・明確化が必要と考えられる。

加えて、現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形態による屋内配線の設置が進められているが、一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているNTT東西のみが可能であり、接続事業者には可能とは言えない。この点からも、外壁の内外で位置付けを違える現行の取扱いは、イコールフッティングを確保できない状況を招来するため、適当ではないと考えられる。

以上の点から、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、 現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当と考えられるが、具体的な接続 条件の設定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点に留意することが必要と考えられる。

②マンション向け屋内配線

【答申案】(P42)

(略)

【弊社意見】

FTTHの屋内配線を第一種指定電気通信設備に指定することに賛成します。

なお、屋内配線の位置づけとして「*サービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、 その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備である*」と答申案にて指摘されている とおり、この位置づけはFTTHに限らずADSLなど他サービスの屋内配線でも同様のものと

T	T	
		考えます。したがって、FTTHに限らずADSLなど他サービスの屋内配線についても、NT
		T東西殿と接続事業者が同等の条件で競争可能な環境を整備する観点から、指定電気通信設備と
		同等の扱いとする必要があると考えます。
2. DSLサ	(1)電話重	②申込みスキームに係る改修費用等の負担
ービス	畳型DSL	3) 考え方
	サービスの	【答申案】(P53)
	事業者名申	(順各)
	込み	このように、DSL事業者の中でも、今後の事業計画に差異があることを想定すると、単純に回線管理運営費に改
		修費用等を算入して、事業者名申込みスキームの利用の如何にかかわらず負担することとするのではなく、当該スキ
		ームを利用する事業者か否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点か
		ら適当と考えられる。
		(略)
		【弊社意見】
		事業者名申込みスキームの導入については、本来であれば、全DSL事業者において一律的に
		 導入が図られることが、本スキーム導入の費用対効果を高めると共に、利用者側にとっても理解
		し易く、最も望ましいことと考えます。
		 しかしながら、仮に個別に本スキームの導入を要望する事業者が出た場合には、回線管理運営
		 費を区別し設定することによって、事業者毎の導入を認めることは止むを得ないと考えますが、
		回線管理運営費を区別し設定することで、導入を要望していない事業者側にシステム改修等の新
		たな負荷が発生しない措置を図る必要があると考えます。
3.固定ネッ	(1)中継ダ	1)WDM装置の既設区間
トワークイン		
	,	
トワークインフラの利活用		

線がない区	(<i>略</i>)
間でのWD	WDM装置の設置区間は、中継ダークファイバとしてはDランク区間であっても、空き波長が存在している場合があ
M装置の設	り、当該設置区間は、今後NGNの提供エリアの拡大に伴い増加することが想定される状況にある。当該空き波長の
置	貸出には、WDM装置の新設の場合と異なり、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメ
	リットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波
	長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。
	(順合)
	【弊社意見】
	WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルし、接続料や接
	続条件などの貸出ルールの整備を行うことに賛成します。ネットワーク構築の円滑化及び効率化
	に非常に有効な取組と考えます。
(1)中継ダ	2)WDM装置の未設区間
ークファイ	③考え方
バの空き芯	【答申案】(P61)
線がない区	(略)
間でのWD	このため、Dランク区間でネットワークを構築する場合は、他の選択肢も含めて最も合理的な選択肢を検討するこ
M装置の設	とが必要であること、また今回、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出ルールを整備するため、まずはその
置	利用状況等を踏まえてWDM装置に対する実需要を把握することが必要であることから、 <u>現時点でWDM装置の設置</u>
	<u>を義務化することは適当ではない。</u>
	ただし、Dランク区間におけるネットワーク構築に際し、他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、
	他の有効な手段がない場合は、WDM装置の設置が最終的な手段として期待されるところである。
	このような場合には、NTT東西からも、国や自治体等で費用負担することを前提に、WDM装置の設置を検討する
	考えが示されているが、現在、WDM装置の新設は、Dランク区間での代替手段のコンサルティング手続の対象外と
	なっているため、NTT東西においては、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段

			のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当である。
			【弊社意見】 WDM装置の未設区間におけるWDM装置設置の義務化は見送られていますが、今回初めて整備されるWDM装置の空き波長状況も確認した上で、義務化の要否について改めて検討されるべきと考えます。
第4章 通信プラ	1. 通信プラ	(1)移動網	④SMS接続機能
ットフォーム市	ットフォーム	の通信プラ	
場・コンテンツ配	機能のオープ	ットフォー	【答申案】 (P72)
信市場への参入	ン化	ム機能	本件については、携帯事業者間で協議を行っているところであるため、事業者間協議による合意形成を尊重する立場
促進のための公正			を取ることが適当であるが、SMS接続機能は、二種指定設備により提供される機能であることから、総務省におい
競争環境の整備			ては、当該機能を <u>「注視すべき機能」に位置付けた上で</u> 、事業者間協議の進展状況を注視し、 <u>必要に応じて適切な対</u>
			<u>応を行うことが適当</u> である。
			【弊社意見】 接続仕様の確定にあたっては過度なものとならないこと、費用負担については各社の事業規模 並びに市場状況に応じた方法とすること及び接続料の在り方が、接続検討を進めていく上で重要 な観点であり、結果的に利用者利便性の向上につながるものと考えます。
第5章 固定通信	1.接続料算	(1)指定事	3) 考え方
と移動通信の融合	定上の課題	業者と非指	【答申案】(P82)
時代等における接		定事業者の	(略)
続ルールの在り方		接続料水準	したがって、現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により不当に高額な接続料を是正するア
		差	プローチが適当と考えられるが、この場合も、不当に高額な接続料に該当するか否かの判断を行うことが必要となる。

この判断に際しては、非指定事業者の接続料水準は、確かに規制が課されていない状況にあるが、接続料水準が規制 されている指定事業者との間でも、非指定事業者は、任意の水準に接続料を設定可能と考えることが適当か否かが問 題となるところである。

この点、上述のように指定事業者と非指定事業者との間では、「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待 しにくい構造」が形成されることになる点を踏まえると、一定の制約が自ずと存在すると考えることも可能であるが、 事業者からは、コストベース、着信先によらない統一的な利用者料金設定に支障を与えない範囲等の基準を提示する 意見から、そもそも基準の設定は困難との意見まで様々なものが示されており、具体的な判断基準については、引き 続き議論を深めた上で設定することが適当と考えられる。

(略)

【弊社意見】

高額な接続料については、それが不当かどうかに関わらず、検討すべき観点として以下の2点があり、議論を深める上では重要と考えます。

- ・高額な接続料が、事業者間における公正競争を阻害していないかどうか
- ・他社の接続料が高額な場合は、自社の接続料引下げのインセンティブも低下することにもなるため、結果的に通信市場全体の接続料の適正性が損なわれていないかどうか

(3)その他

NTT東西のNGNにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドル 【答申案】(P87)

(略)

アンバンドルは、過度の経済的負担や技術的困難性がない限り、他事業者の要望に基づき実現することが必要となる。この点、GC接続機能の類似機能のアンバンドルには、収容ルータから他社中継網へのパケットの振分が必要となるが、NGNでは、収容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、収容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されているため、アンバンドルにはルータ等の容量の技本的な見直しが必要となり、その実現は困難と考えられる。しかし、アクセス回線のFTTH化や固定電話からひかり電話への移行等が進展する中で、当該機能の重要性は一層高まると考えられるため、アンバンドルについて検討

を深めることが適当である。

(略)

【弊社意見】

本意見書でも記載されているように、2009年3月時点で約1,118万契約を抱えるDSL市場は、 今後も一定程度のボリュームを有する市場として存続することが想定されます。このような多数 の利用者を抱えるPSTN利用のサービスの将来展望なしに、NTT東西殿を中心とした光サー ビス化の進展に期待するだけでは、今後の日本の電気通信市場の活性化にはつながらないと考え ます。

また、今後のPSTNからIPネットワークへの移行に当たっては、NTT東西殿接続約款第61条(接続の中止)3項(*1)に規定されている通り、DSLサービスの代替サービスを提供する必要がありますが、今回検討されているNGNにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドルは、ADSL事業者は既存のGC局~各社ネットワークセンター間のネットワークを効率的に活用することができ、その代替サービスのひとつとして、具体性のある案と考えます。

したがって、今回指摘されている収容ルータの仕様見直しをはじめ、本アンバンドル実現に向けた検討を今後も継続的に行っていくことが必要と考えます。

*1 NTT東西殿接続約款第61条(接続の中止)3項

「3 当社は、協定事業者がDSL回線と接続する場合において、DSL回線を含む端末系伝送路設備(以下この条において「端末回線伝送路設備」といいます。)を撤去するときは、接続を中止します。この場合において、当社は、端末回線伝送路設備の撤去開始の原則4年前(期間の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の期間を規定します。)までに、その情報を協定事業者に提供するものとし、当社がDSL回線を撤去する際には、撤去前に利用しているDSLサービスと料金面、品質面等において同等又はそれ以上のサービスと契約者が考える端末回線(光信号方

	式のものに限ります。)を使用した新たな代替サービス等(以下この条において「代替サービス」といいます。)を協
	定事業者が即座に提供することを可能とするものとします。ただし、次の各号の場合は、この限りではありません。」
(3)その他	2) 加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直し
	【答申案】 (P88)
	\sim 略 \sim
	また、ドライカッパ接続料などレガシー系接続料については、PSTNからIP網への移行が進展し、メタル回線の稼働
	芯線数や通信量の減少傾向が続く中で、接続料水準が上昇傾向にある。これは、コストは効率化等により、毎年度低
	廉化傾向にあるものの、回線数等の減少による影響がそれを上回っていることによるものであり、今後、コスティン
	グ面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定される。
	固定電話接続料 (LRIC接続料) については、2007年9月付情報通信審議会答申において、総務省は、2009年度中に、
	2011年度以降の接続料算定に向けたフィージビリティスタディ等を行うこととされていた。総務省は、2009年度内を
	目途に結論を得る予定で、2009年6月に長期増分費用モデル研究会で議論を開始したところであり、総務省においては、
	同研究会の結論等を踏まえ、速やかに情報通信審議会に諮問し、2011年度以降の接続料算定の在り方について結論を
	得ることが適当である。
	ドライカッパ接続料等については、IP 化が進展する中で、今後も回線数の減少が続くことが想定されるため、総務省
	においては、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配意しながら、必要
	に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。なお、当該検討には、NTT が 2010 年度に公表予定
	の概括的展望の中で、PSTN からの具体的な移行展望等が示されることが必要であるため、NTT においては、必要な情
	報の積極的な開示が期待される。
	【弊社意見】
	ドライカッパ接続料は、メタル回線の芯線利用率の減少と共に上昇基調にありますが、ドライ
	カッパ電話及びADSL利用者に対する影響を無視することは出来ないため、接続料の在り方並

びに算定方法の見直しの検討を 2009 年内の早期に着手し、速やかに結論を得るべきと考えます。 なお、検討が必要な項目については、案として以下のとおり挙げておりますが、本検討を行う ことによって、接続料の上昇基調を抑制し、更には引き下げを目指すことが必要であり、利用者 利益の増進につながるものと考えます。

【検討が必要な項目案】

・ドライカッパコストの50%以上を占める施設保全費に対する効率化の検証 (メタル回線コストの内訳:2008年度)

(単位:百万円)

	NTT東日本	NTT西日本
減価償却費	83, 466	88, 169
固定資産除却費	9, 258	14, 433
施設保全費	186, 999	195, 435
その他	85, 834	75, 932
合計	365, 557	373, 969
施設保全費の割合	51%	52%

(参照:NTT東西接続会計報告書)

http://www.ntt-west.co.jp/open/kaikei/index.html

http://www.ntt-east.co.jp/info-st/finarep/index.html

• 加入ダークファイバとドライカッパのコスト配賦の適切性の検証

(例:施設保全費の比較)

(単位:百万円)

		2006 年度	2007 年度	2008 年度
NTT東	メタル	206, 886	201, 598	186, 999
	光	12, 510	15, 305	17, 275

1									
		NTT西	メタル	230, 846	215, 299	195, 435			
		IN I I	光	17, 486	18, 123	17, 992			
		A =1	メタル	437, 733	416, 897	382, 434			
		合計	光	29, 996	33, 428	35, 267			
		(参照:N	TT東西接	続会計報告書)					
				http://www.ntt-we	st.co.jp/open/kaik	kei/index.html			
				http://www.ntt-ea	st.co.jp/info-st/f	finarep/index.htm	n1		
		ボトルネック設	備のコスト	の上昇は、競争を阻害	害する大きな要因にな	なるため、接続料だ	が利用		
		者料金を上回る	ことが発生	しない算定方法の考え	え方の整理				
		(キャリアズレ	一卜方式、	プライスキャップ方式	式などの導入可能性)				
		なお、別添1にて、	当社の意見	について詳述します。					
2. 固定通信と	(3)考え方	1)検討の視点							
移動通信の融		【答申案】(P91)							
合時代等にお		(順各)							
ける接続ルー		このように、今後の指定電気通信設備制度の在り方については、固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤ							
ルの在り方		一市場で事業展開を行う事業者(回線不設置事業者) の扱い、共同的・一体的市場支配力等の行使の可能性の3点を視							
		点として検討することが重要になると考えられる。							
		【弊社意見】							
		国定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者(回線不設置							
		事業者)の扱い及び	事業者)の扱い及び共同的・一体的市場支配力等の行使について、検討の視点として必要とする						
		答申案に賛成します	0						
		音中采に貢成しより。 また、現時点においてPSTNからIPネットワークへの移行計画及び 2010 年度に予定され							

ているNTT殿からの移行に関する概括的展望が不明であることを踏まえれば、検討の視点とし ては、PSTNとIPネットワークの並行運用期間における接続ルールの在り方についても必要 と考えます。

現に、本報告書案「本章.1.(3)2)加入光ファイバ接続料・ドライカッパ接続料等の見直 し」のなかで記載されている通り、ドライカッパの接続料が上昇基調にある、というPSTN網 とIPネットワークの並行運用期間における解決すべき問題がすでに発生していると考えます。

(3)考え方 2) 検討課題

①市場画定

【答申案】(P92)

(略)

しかし、今後、ネットワークレベルで固定通信と移動通信の差異が希薄化し、固定アクセス回線を用いたサービスと 移動アクセス回線を用いたサービスが一体的に提供されるFMCサービスが本格的に展開されるようになると、固定 通信市場とモバイル市場の二分法だけで指定事業者を指定することの妥当性について、FMCサービスに対応した市 場画定の要否も含めて検討することが必要になると考えられる。

また、これまでは、回線設置事業者間の接続等を公正競争環境整備の主たる対象としていたため、通信レイヤーのド ミナント事業者を想定して通信レイヤーに着目した市場画定を行ってきた。しかし、通信レイヤー市場の市場支配力 の上位レイヤー市場へのレバレッジにも留意すべきとの意見や、今後の上位レイヤー市場の伸長に着目すると、当該 市場の主要プレイヤーである回線不設置事業者の事業法上の位置付けを含め、通信レイヤー市場のドミナント事業者 と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定の在り方について検討することが必要になると考えられる。

更に、我が国では、小売市場・卸売市場を区別することなく、固定通信市場・モバイル市場の市場画定を行っている が、EUでは、小売市場・卸売市場を分けるとともに、アクセス市場、発信市場、着信市場などに細分化して市場画 定するアプローチを採用している。我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法 を採用することの適否についても検討が必要になると考えられる。なお、市場画定の在り方の検討に際しては、市場 画定手法の在り方や「部分市場」の概念の活用なども併せ検討することが適当と考えられる。

【弊社意見】

FMCサービスに対応した市場画定、通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市 場の関係に着目した市場画定及びEU類似の市場画定の要否について検討が必要とする答申案 に替成します。

例えば、NTTドコモ殿のホームUやドコモ動画サービスなど、ここで指摘されているFMC や通信レイヤーと上位レイヤーの連携サービスはすでに本格的に提供が開始されている状況で す。したがってこれら新市場に対する市場画定の手法を検討することは、今後の競争評価スキー ムを運用していく上で不可欠なものと考えます。

(3)考え方 2) 検討課題

②市場支配力の認定

【答申案】(P93)

(略)

今後の競争環境の推移を注視する必要はあるが、このような状況の中で、従来の単独市場・単独事業者の考え方で対 広できない事態が想定されれば、一の市場の市場支配力の関連市場へのレバレッジの問題や、異なる市場で市場支配 力を有する事業者であって互いに密接な資本関係を有する事業者同士が、一体的な事業展開を行うことの問題、市場 支配的事業者が、一の市場で子会社等と一体的な事業展開を行うことの問題など、共同的・一体的市場支配力等の行 使に係る問題について、市場支配力の認定との関係で検討することが必要になると考えられる。

(略)

【弊社意見】

共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について市場支配力の認定との関係で検討が必 要とする答申案に賛成します。

共同的・一体的市場支配力等の行使については、NTT殿によるグループドミナンスの問題が
顕著になっており、競争セーフガード等においても各社から強く問題提起が行われているものと
理解しています。

たとえば、FTTH市場とISP市場においては、FTTH市場におけるNTT東西殿のシェアは 74.1%となり、当該市場におけるNTT東西殿の市場支配力は増すばかりですが、それに比例するかのようにADSL回線利用ではNTTグループ系ISP事業者は 20%弱であったにも係らず、FTTH回線利用では 33.3%と大きく逆転しています (別紙 1)。これは通信レイヤーにおける市場支配力が上位レイヤーに大きく影響しているだけでなく、NTTグループ間の連携強化の結果と考えられ、具体的な検証対象とすべきと考えます。

以上





	2008年4月		2009年4月	
	1 NTT系A社	20.7%	1 NTT系A社	22.3%
	2 NTT系B社	11.6%	2 NTT系B社	11.0%
FTTH	3 独立系C社	10.8%	3 独立系C社	9.4%
F 1 1 m	4 独立系D社	9.3%	4 独立系D社	8.0%
	5 独立系E社	5.4%	5 独立系E社	5.4%
	(NTT系合計)	<i>32.3%</i>	(NTT系合計)	<i>33.3%</i>
	1 独立系A社	37.3%	1 独立系A社	36.7%
	2 NTT系A社	12.7%	2 NTT系A社	12.4%
ADSL	3 独立系B社	7.1%	3 独立系B社	9.6%
ADSL	4 独立系C社	6.2%	4 NTT系B社	6.2%
	5 NTT系B社	5.8%	5 独立系C社	6.1%
	(NTT系合計)	<i>18.5%</i>	(NTT系合計)	18.6%
	1 独立系A社	17.1%	1 NTT系A社	15.8%
	2 NTT系A社	14.4%	2 独立系A社	15.5%
 全体	3 独立系C社	8.1%	3 NTT系B社	7.7%
土冲	4 NTT系B社	7.5%	4 独立系C社	6.7%
	5 独立系D社	6.1%	5 独立系D社	6.4%
	(NTT系合計)	21.9%	(NTT系合計)	23.5%

(参照元)

「財団法人インターネット協会監修,インターネット白書 2008,株式会社インプレスR&D,東京,2008.」「財団法人インターネット協会監修,インターネット白書 2009,株式会社インプレスR&D,東京,2009.」における「最も利用しているISPランキング」より弊社集計

別添1

ドライカッパ接続料について早急な検討が必要とする理由について、3つの観点(【1. 消費者の需要動向】、【2. NTT 東西の状況】、【3. 現状の PSTN と IP ネットワークに関する接続料算定】)から弊社意見を詳述します。

1. 消費者の需要動向

ドライカッパを活用する ADSL については、純減傾向にあるとはいえ、2009 年 3 月時点でも 1,118 万の契約数が存在しており、昨年来の厳しい経済情勢も相俟ってまだまだ多くの消費者に根強く支持されているところです。

FTTH と比較した場合、ADSL の持つ優位性は、「安価な利用者料金」及び「エリアが広域」の2点が挙げられ、特に、「安価な利用者料金」については、FTTH より ADSL を選択する最も多い理由(注1)になっており、弊社の事業経験上においても、料金を理由にしたFTTH からの移行も発生しています。

また、答申案においても、ADSL のブロードバンドサービス市場における有用性に対する言及がなされています。

P50

2. DSLサービス

DSLサービスは、2006年3月をピークにその契約数は減少傾向に転じたが、現下の厳しい経済情勢の中、安価なブロードバンドサービス提供手段として再評価され始めており、現在、約1,100万契約を抱えるDSL市場は、今後も一定程度のボリュームを有する市場として存続することが想定される。

これらから明らかなことは、FTTH よりも経済優位性がある ADSL は今後もブロードバンドサービスの利用者にとっての必要不可欠な選択肢であり、ドライカッパ接続料の上昇基調はその利用者料金に与える影響を考えると喫緊の解決すべき課題であるといえます。

また、ドライカッパは ADSL 以外においても、NTT東西殿の加入電話に対抗するサービスとして、競争事業者がドライカッパ電話としてサービスを提供しており、電話とインターネット接続を統合したサービスとしてサービス競争に欠かせないアンバンドル要素となっています。

(注1)総務省における「平成20年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査 結果報告書」、平成21年8月15日日本経済新聞記事「生活モニター調査結果」より

2. NTT 東西の状況

NTT 殿では、2010 年度に PSTN から IP ネットワークへのマイグレーションに関する概括的展望(以下「概括的展望」)を公表するとしています。

しかしながら、NTT 東西殿が当初目標にしていた 2010 年度末 3,000 万のフレッツ契約数は 2,000 万に下方修正され、さらに純増数が鈍化した情勢においては、2010 年度末で 1,600

万前後のフレッツ契約数しか見込めない状況になっています。

〔表① フレッツ契約数の目標と実績〕

(単位:万契約)

		2006 年度末	2007 年度末	2008 年度末	2009 年度末 (計画)	2010 年度末
	目標	340	540	740	940	1,140
NTT 東	実績	340	496	629	769	
	達成率		92%	85%	82%	
	目標	268	408	548	718	900
NTT 西	実績	268	381	484	594	2009 年度の純
	達成率		93%	88%	83%	増数から推測
	目標	608	948	1,288	1,658	2,040
合 計	実績	608	877	1,113	1,363	約 1,600
	達成率		93%	86%	82%	

(参照:総務省報道資料 NTT 東西 平成 20 年度以降加入光ファイバ接続料申請案件)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080115_2.html

(参照:NTT 東西 電気通信役務契約等状況報告)

http://www.ntt-east.co.jp/info-st/subs/ekimu/index.html

http://www.ntt-west.co.jp/open/riyou_jokyou/phone/index.html

これは、2010年度末においても NTT 殿が想定したより遥かに多くの利用者がドライカッパ活用サービス(ドライカッパ電話、ADSL など)を選択している一方で、NTT 殿は光収支の 2011年度での黒字化(2009年 NTT 社長会見参照)の目標を依然として掲げている状況を勘案すると、ドライカッパ活用サービスの利用者利益を継続して確保出来る概括的展望を NTT 殿が示すことが出来るのか非常に懐疑的です。

答申案では、ドライカッパ接続料はユニバーサルサービスとの関係に配意しながら検討する(一方、ユニバーサルサービスでは、次期見直しにあたり概括的展望が検討に必要な課題となっている(2008年12月16日答申))とされており、当社でも最も望ましい検討順序と考えていますが、2010年度にNTT殿によって明確なビジョンが示されることが期待出来ないとすれば、検討の前提を概括的展望に置くことは必ずしも適切ではないと考えます。

従いまして、ドライカッパ接続料の見直しは、接続事業者からの要望等に応じて早急に 検討が開始されるべきと考えます。

3. 現状の PSTN と IP ネットワークに関する接続料算定

現状の接続料算定方法と進捗は、表②のとおりと理解しており、ドライカッパ以外の接続料においては、利用者利益の増進を図る観点で適正化の検討が適宜実施されてきています。

[表② 接続料の算定方法と進捗]

PSTNの接続料	IPネットワークの接続料
〔ドライカッパ〕	〔加入ダークファイバ〕
算定方法:実績原価方式	算定方法:将来原価方式(2010年度まで)
進 捗:なし	進 捗:2010年度見直し
〔加入電話〕	〔ひかり電話〕
算定方法:長期増分費用方式	算定方法:将来原価方式
進 捗:長期増分費用モデル研究会で検討	(2010年度以降、実績原価方式へ移行)

ドライカッパ接続料の実績原価方式は適正な算定方法と理解していますが、加入電話、加入ダークファイバ、ひかり電話といった接続料の検討状況と比較した場合、接続料の算定方法見直しの検討が先送りになっている印象が拭えないため、各接続料においてバランスの取れた検討が行われることが必要と考えます。つまり、端末回線として全体的な見直しを行うべきであり、ドライカッパ接続料についても他の接続料と同等に見直しを実施すべきと考えます。

また、表①に示したとおり、フレッツ契約数は目標を大きく下回っている状況であり、これでは、当面、加入ダークファイバ接続料の低廉化も FTTH の利用者料金の低廉化も見込めず、また、ドライカッパ接続料においてもメタル回線の芯線利用率の減少によって上昇し続けることになればドライカッパ活用サービスの利用者料金も値上がりすることとなり、通信サービス全体での利用者料金を押し上げる結果となることを強く懸念します。

以上